

議案第74号

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年11月30日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

保育所	内科医 歯科医	児童数40 人超	年額 170,000円 +(260円×児童数)	〃
		児童数40 人以下	年額 110,000円 +(260円×児童数)	〃
幼稚園	内科医 歯科医	園児数40 人超	年額 170,000円 +(260円×園児数)	〃
		園児数40 人以下	年額 110,000円 +(260円×園児数)	〃
	眼科医	年額 600円×園児数	〃	

	薬剤師	年額 78,000円	〃
認定こども園	内科医	園児数40	年額 170,000円
	歯科医	人超	+ (260円 × 園児数)
		園児数40	年額 110,000円
		人以下	+ (260円 × 園児数)
	眼科医	年額 600円 × 園児数	〃
	薬剤師	年額 78,000円	〃

」を

「

保育所	内科医	児童数40	年額 224,000円	〃
	歯科医	人超	+ (400円 × 児童数)	
		児童数40	年額 145,000円	〃
		人以下	+ (400円 × 児童数)	
幼稚園	内科医	年額 224,000円 + (400円 × 園児数)		〃
	歯科医			
	眼科医	年額 600円 × 園児数	〃	
	薬剤師	年額 78,000円	〃	
認定こども園	内科医	年額 224,000円 + (400円 × 園児数)		〃
	歯科医			
	眼科医	年額 600円 × 園児数	〃	
	薬剤師	年額 78,000円	〃	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。